

(別紙)

諮問番号：平成30年諮問第2号

答申番号：平成30年答申第3号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく措置入院処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が不当であると主張して、その取消しを求める事案である。

### 第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成29年5月24日、審査請求人がコンビニエンスストアで窃盗を行い、逮捕された。
- 2 平成29年6月7日午前11時、○検察庁は、審査請求人について不起訴予定とし、処分庁に法第24条の規定による通報を行った。
- 3 処分庁は、調査の結果、診察の必要性を認めたため、法第27条第1項の規定により、平成29年6月13日午後1時8分から午後1時13分までにおいて、精神保健指定医Aによる審査請求人の診察（一次診察）を行った。診察の結果は「統合失調症」であり、診察時、意識清明で穏やかな表情を見せて気分は落ち着いている様子ではあったが、診察については面接室に入るや否や「黙秘権を行使します。」と述べ、何を質問しても返答しなかった。これまでの生活歴や病歴に加え、不可解な緘黙や拒絶が認められ、その背景には病的体験が内在する可能性があり、自らの行動を判断し制御することが困難な状態と考えられるが、審査請求人は病識が乏しく治療意欲はなく、放置すれば再び他害行為に至る可能性が高いため、「要措置」の判断がなされた。
- 4 この結果を受け、処分庁は、同日午後2時4分から午後2時10分までにおいて、精神保健指定医Bによる診察（二次診察）を行った。診察の結果は、「統合失調症」であり、A医師の診察時同様、入室するなり「黙秘します。」と述べ、その後は睡眠や体調を問うも返答しなかった。経過について確認しようと質問を繰返すと「いい加減にしてください。意味のわからないことを聞かないでください」と強い口調、鋭い視線で延べ、怒りをあらわにした。自らの行動の因果関係についての理解や自覚、反省の念は認めず、内的憤怒、拒絶の念が強く、統合失調症の病識もなく、理解や判断、現実検討能力に欠如した状態と思われ、未治療のままでは再び他害行為に至る可能性が高いことから「要措置」の判断がなされた。
- 5 平成29年6月14日、指定医2名による「要措置」の診断結果を受け、処分庁は、法第29条第1項の規定により審査請求人に対して本件処分を行った。
- 6 平成29年6月18日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分を不要と主張し、取消しを求めている。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、○検察庁からの法第24条の規定による通報を受け、調査の結果、法第27条の規定により処分庁指定の精神保健指定医による請求人の診察を行い、精神保健指定医2名による診察結果は、いずれも医学的総合判断において「要措置」で一致しており、審査請求人に対する入院措置は法第29条第1項の規定により、処分庁が行った正当なものであるとする。また、処分庁は、審査請求人に対して、法第29条第3項の規定により「措置入院のお知らせ」により、当該入院措置を採る旨を告知しており、手続面においても瑕疵はないことから、請求人の措置入院処分の取消しを求めるといふ主張は認められないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めると主張している。

#### 第5 法令の規定等について

- 1 法第27条第1項は、「都道府県知事は、第二十二條から前條までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」としている。

「四訂 精神保健福祉法詳解」（中央法規出版）の逐条解説（以下「逐条解説」という。）では、「調査」には、「精神障害の有無に関する医学的診断に関する事項は含まれない。すなわち、申請等のあつた者の存在、申請等の原因となった症状の概要などの事実の確認にとどまる。」とする。

- 2 法第28条の2は、法第27条第1項又は第2項の規定により診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。」としている。

- 3 法第29条は、都道府県知事は、第27条の規定による「診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」とする。

逐条解説では、「強制的入院である措置入院の要否の判定は、患者の人権確保の上からも厳に適正でなければならない」とされ、「実際に診察を行う二人以上の指定医の選定に当たっては、地域的な事情等により他に指定医が確保できないなどのやむを得ない事情がある場合を除き、原則として同一の医療機関に所属する指定医を選定しないこととする」とともに、措置決定後の入院先は当該指定医の所属医療機関をできるだけ避けるように配慮することが必要である。」とされている。

- 4 法第28条の2の「厚生労働大臣の定める基準」は、昭和63年4月8日付け厚生労働省告示第125号で、次のように定められている。

法「第29条第1項の規定に基づく入院に係る精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある旨の法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医による判定は、診察を実施した者について、入院させなければその精神障害のために」、「自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為（以下「自傷行為」という。）又は殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為（以下「他害行為」といい、原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。）を引き起こすおそ

れがあると認めた場合に行うものとする。」

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

#### (1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

#### (2) 理由

本件処分は、法第29条の規定にあるとおり、法第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、そのものを精神科病院に入院させることができるとしているため、本件処分の手続に瑕疵は認められない。

### 2 審査庁による諮問の要旨

#### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

#### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

#### 第1部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 処 理 内 容               |
|-------------|-----------------------|
| 平成30年 2月14日 | 審査庁が審査会に諮問            |
| 〃 2月20日     | 第1回調査審議（第1部会）         |
| 〃 2月27日     | 審査会から処分庁に対して調査を実施     |
| 〃 2月28日     | 審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし） |
| 〃 3月9日      | 処分庁から審査会に調査の回答を提出     |
| 〃 3月22日     | 第2回調査審議（第1部会）         |
| 〃 3月23日     | 答申                    |

## 第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、本件処分を不当と主張して処分の取消しを求めており、本件処分について実体的及び手続的に不当であると主張していると考えられる。

### 2 理由

(1) 処分庁は、○検察庁からの法第24条の規定による通報を受け、調査の結果、法第27条の規定により処分庁指定の精神保健指定医2名による請求人の診察を行わせた。その診察は、法第28条の2の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づいて行われ、指定医の診断結果は、2名とも他害に至る可能性が高く、措置入院が妥当というものであった。

(2) 処分庁は、精神保健指定医2名の診察の結果を受け、法第29条第1項の規定によ

り入院措置を講じたものであり、その判断は不合理なものではない。

- (3) また、逐条解説では、「実際に診察を行う二人以上の指定医の選定に当たっては、地域的な事情等により他に指定医が確保できないなどのやむを得ない事情がある場合を除き、原則として同一の医療機関に所属する指定医を選定しないこととともに、措置決定後の入院先は当該指定医の所属医療機関をできるだけ避けるように配慮することが必要」とされているが、処分庁に対して、①当該指定医2名の所属する医療機関及び②当該指定医2名の所属医療機関及び審査請求人の入院先の医療機関について確認したところ、いずれも異なるということであり、精神保健指定医の選定についても不適正とは言えない。
- (4) さらに、処分庁は、審査請求人に対して、法第29条第3項の規定により「措置入院のお知らせ」により、当該入院措置を採る旨を告知しており、手続面においても瑕疵は認められない。
- (5) 以上により、本件処分は実体面においても手続面においても不当な点は認められず、適法かつ適正に行われたものと認められる。

### 3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

#### 京都府行政不服審査会第1部会

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 委員（部会長） | 北村 | 和生 |
| 委員      | 岩崎 | 文子 |
| 委員      | 岡川 | 芙巳 |